

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部地域医療課】2
- 北九州市市税条例による申告、申請、請求その他書類の提出又は納付
若しくは納入に関する期限の延長【財政局税務部税制課】3

北九州市告示第 3 2 9 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 の規定により、北九州市立門司病院における手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 8 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託した事務 の内容	委託期間
名称	住所		
医療法人茜会 理事長 吉水一郎	山口県下関市 上新地町一丁 目 5 番 2 号	患者の手数料 徴収	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市告示第 330 号

北九州市市税条例（昭和 38 年北九州市条例第 85 号）第 8 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 2 年 7 月 4 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

。

令和 2 年 8 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

都道府県名	地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村 球磨郡山江村 球磨郡相良村 球磨郡錦町 球磨郡あさぎり町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡五木村 八代市坂本町 葦北郡芦北町